

NORMA

8
August
2023

社協情報

ノーマ No. 369

特集 市町村社協と都道府県社協の連携による権利擁護支援体制整備の取り組み <p.2>

- 事例1 自治体と社協をつなぎながら行う伴走型支援
愛知県社会福祉協議会／大治町社会福祉協議会
- 事例2 アドバイザー派遣事業を契機に体制整備を推進
新潟県社会福祉協議会／燕市社会福祉協議会

● 社協変革～社協の強みを活かした組織マネジメント～【第4回】 <p.6>

ソーシャルワーク機能を高めるための組織づくり
～事例検討やプロジェクトチームを通じた支援の創造～
松江市社会福祉協議会 常務理事・事務局長 諏訪 方宣氏

● 社協活動最前線 <p.8>

農福連携・漁福連携を通じ、住民主体のさまざまな地域活動を実践
大阪府・阪南市社会福祉協議会

● ビネットで学ぶ、地域福祉実践【第4回】 <p.10>

ビネット3「支援チームの撤退と日自担当者としての敗北感」
同志社大学 教授 野村 裕美氏
東京都立大学 准教授 室田 信一氏
豊中市社会福祉協議会 事務局長 勝部 麗子氏

● 社協職員のシフクノトキ【第14回】 <p.12>

広島県・尾道市社会福祉協議会 高橋 望氏





特集

市町村社協と都道府県社協の連携による 権利擁護支援体制整備の取り組み

成年後見制度利用促進については、全国どの地域においても、権利擁護支援を必要とする人が適切に制度を利用でき、また、利用者がメリットを実感できる仕組みとなるよう、各地域で体制整備が進められている。

しかし、地域によって法律専門職が偏在しているなど、市町村だけの力で体制を整備することが難しい状況があり、都道府県による支援が重要となっている。

本特集では、市町村社協と都道府県社協が連携して中核機関等の体制整備を行った取り組みを紹介する。

事例

自治体と社協をつなぎながら行う伴走型支援

1

愛知県社会福祉協議会・大治町社会福祉協議会

愛知県社会福祉協議会

委員会を設置し、 県域で取り組む権利擁護支援体制づくり

愛知県社会福祉協議会（以下、県社協）では、平成27年度に県の市民後見セミナー事業を受託した。それをきっかけに、県域での多職種によるネットワーク形成の必要性を感じ、県社協の自主事業（基金事業）にて「成年後見制度研究委員会」（専門職等関係者14名で構成）を設置した。

まずは県内の現状を把握するため、平成28年度に、全市町村行政・社協、福祉施設、民生委員・児童委員等に対して大規模な実態調査を実施した。調査から、①成年後見制度利用促進の取り組みには地域で大きな格差があること、②成年後見制度が、専門職や支援者、さらには一般県民にも周知されているとは言い難いこと、③地域に専門的スキルを持った人材が不足していること、等が明らかになった。

平成30年度には、委員会の2年余りの成果を「成年後見制度研究委員会報告書」にまとめ、市町村の成年後見制度への取り組みの必要性と求められる機能について提案した。次に具体的に市町村支援を進めていく検討をしていたところ、県から、体制整備が進んでいない市町村に対する支援を行う「成年後見制度利用連携・相談体制整備事業」の打診があり、好機と考え受託することとなった。

受託を機に、委員会の名称を「成年後見制度推進会議」（以下、推進会議）と改め、それを軸に県内54市町村すべてで権利擁護・成年後見の体制整備を図る事業が本格的にスタートした。

この事業は、中核機関等の設置に向けて市町村に推進会議の委員をアドバイザーとして派遣し、アウトリーチで研

修会や個別相談を行うもので、まずは中核機関未設置の市町村の役場と社協すべてに電話をかけ、現状や課題を聞き取りながら、設置の重要性和アドバイザー派遣事業の広報活動を行うことから始めた。年に何度も電話をし、進捗状況を確認するとともに、他地域の状況も伝えることで意識づけをしていった結果、徐々に派遣の依頼が来るようになった。

令和4年4月より、県の委託内容にコーディネーター（体制整備アドバイザー）の配置が加わったことで、若干ではあるが、事業費の増額につながった。

アドバイザー派遣の実績と中核機関の整備状況

アドバイザー派遣では、未設置地域を中心に、市町村と協働して研修会や相談会を企画した。市町村や市町村社協が知りたいことに合わせて推進会議の委員等のアドバイザーを派遣（図）。また、成年後見制度利用促進基本計画（以下、「基本計画」）における市町村の役割や体制整備に向けた具体的な事務手続き等を伝えることで、中核機関設置への啓発を行った。

図 アドバイザー派遣の実績

平成30年度	4地域8市町村	7回
令和元年度	4地域6市町村	7回
令和2年度	5地域5市町村	7回
令和3年度	7地域7市町村	10回
令和4年度	5地域5市町村	8回

平成30年度の委託事業開始時、県内54市町村中17市町村は中核機関等が未設置であったが、こうした取り組みを



通じて、令和5年7月現在、未設置地域は5市町村を残すのみとなり、うち2市町で現在設置に向けた準備が進められている。

大治町への体制整備の支援

令和2年度に、体制整備が遅れていた県西部の海部地区(5市町)を対象として企画した体制整備の研修会が新型コロナウイルス感染拡大により中止となったが、5市町のひとつである大治町から、町単独で研修を開いてほしいと要請があった。そこで推進会議委員2名と県社協職員が現地に出向き、行政・社協職員を対象に、基本計画について質疑応答も交えた研修を行った。この研修をきっかけに、中核機関を立ち上げる準備を進めたいとの連絡があり、支援が始まった。

社協への委託について、自治体を交えた打ち合わせを重ねるなかで、大治町社会福祉協議会(以下、町社協)のなかから「担当だけでなく、他の部署にも利用促進への理解が必要ではないか」との声があがり、令和3年4月に、「県社協との成年後見に関する打合せ」を開催。町社協各部の長が集まり、中核機関の役割や受託後の体制等について検討を行った。そして7月には、行政主導で「大治町成年後見支援センター準備委員会」が発足。県社協は家庭裁判所とともに委員会のオブザーバーとして参加し、予算や委託内容の検討、市町村計画の策定について、情報提供するとともに、会議の進め方や資料準備等について、助言・提案等を行った。

令和4年4月には、中核機関が整備された。運営委員会や支援検討委員会(受任調整会議)には、要請された時に県社協が出席し必要なアドバイス等を行っている。

支援にあたり心がけていること、課題や今後の展開について

社協が中核機関を受託設置することになった場合、設置後も行政にしっかり事業に関わっていただけるよう、設置準備の段階から具体的な役割分担を示すなどの働きかけをしている。

一方で、基本計画策定以前に成年後見センター等を開設した社協では、必ずしも「中核機関」への移行が円滑に進んでいるとは言い難く、中核機関としての機能を十分満たしているにも関わらず行政との話し合いが進んでいない状況が散見される。今後、研修会等を通して市町村行政と社協の協議の場を作っていく必要があると考えている。

また、ほとんどの市町村で中核機関等が設置された現在、市町村からの相談は体制整備から個別事例にシフトしてき

ている。現場をもたない県社協職員が個別の事例に対応することは難しいため、推進会議の委員の協力を得ながら、これまで築いた専門職のネットワークを駆使して対応している。

令和5年度は、中核機関の機能強化を中心に事業を進める予定である。今後増えるであろう個別事例の相談に対しても、専門職等からしっかりと助言が受けられる仕組みづくりをしていかなければならないと考えている。

また、市町村からの個別相談は、当該市町村とのやりとりで終わらず、汎用性のあるものとして県内社協にフィードバックすることが県社協の役割だと感じている。

大治町社会福祉協議会

中核機関設置の経緯、行政との連携

大治町では当初、近隣の複数自治体合同で中核機関を設置する構想があったが、近隣自治体の方針で単独設置することになり、大治町でも単独設置の流れとなった。

令和2年8月に1回目の行政との会合を開き、諸課題と設置形態、人材、予算について話し合った。同時期に、町社協内で係長級職員が集まり、不定期で勉強会を開催。令和3年度からは県社協の担当者にも行政との打ち合わせに参加していただき、色々な助言を得ることができた。

そして同年7月に第1回目の中核機関設置準備委員会を開催。行政のほかに法律の専門家である弁護士や司法書士、精神科病院の医療ソーシャルワーカー、社会福祉士および障害者自立支援協議会のメンバーに入っただき、さまざまな観点から協議を行った。

令和4年4月に、「おおはる成年後見支援センター」(以下、「センター」という名称で中核機関が設置され、町社協が受託運営を行っている。

町社協と行政が密に連携してきたため、中核機関の設置検討段階からセンターの事業について進展具合等を常に情報共有するとともに、町社協だけで判断できないことは、その都度、行政に報告し、相談ができる体制になっている。

行政と町社協それぞれが、やるべきことの棲み分けはしているが、完全な役割分担ではなく、互いに関わり合う形をめざしている。

県社協との連携の効果

中核機関の設置に向けた準備段階から現在まで、県社協担当者に継続的に関わってもらい、さまざまな情報提供をしていただけるので大変参考になっている。

中核機関は設置されたが、まだ機能が完全に整っている

わけではないので、その都度、わからないことや疑問に思ったことを県社協に尋ね、助言を受けている。県社協による長期間の親身なサポートが、大きな力となり、センターの運営をはじめ、権利擁護支援体制の整備を行うことができています。

課題や今後の展開

成年後見制度以外の業務も含め、町社協の限られた人員でどのように効率よく取り組んでいけるかが課題である。今

後は中核機関として、相談者や福祉関係者と顔の見える関係をつくり、「気軽に何でも聞けるセンター」をめざしていきたいと考えている。市民後見人養成や法人後見といった機能拡充も課題であり、行政や関係機関と相談しながら取り組んでいきたい。



家裁を講師に招いて実施した研修会の様子

事例

2

アドバイザー派遣事業を契機に体制整備を推進

新潟県社会福祉協議会・燕市社会福祉協議会

新潟県社会福祉協議会

県域での専門職との連携を基盤に市町村の体制整備を支援

新潟県社会福祉協議会（以下、県社協）では、平成25年度より独自事業として、①判断能力が低下しても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくり、②日常生活自立支援事業と成年後見制度の一体的な基盤整備、③新たな地域課題に対応する市町村社協への支援、を目的に成年後見制度利用促進に向けた取り組みを始めた。

はじめに、県内の行政、社協、家庭裁判所、三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）等を対象に、成年後見制度にかかる実態把握調査を行った。その結果、後見人等の担い手不足などが明らかになったことから、翌26年度からは「成年後見制度市町村プロジェクトアドバイザー派遣事業」を、共同募金配分金や自主財源を活用して実施。各市町村における地域連携ネットワークの構築や成年後見センターの設置、法人後見事業への取り組み促進等に向けて後方支援を行ってきた。特に弁護士会からは、市町村が開く事例検討会議などにも積極的に参加するなどの協力をいただいた。令和3年度からは県受託事業（体制整備アドバイザー）として実施している。

令和5年度からは、地域の権利擁護に関する担い手不足の課題に対し、県補助事業として、法人後見支援員等の養成や養成後の支援体制づくりを行う「権利擁護人材養成モデル事業」を開始した。

取り組みの成果と県内の中核機関の整備状況

アドバイザー派遣事業や弁護士会の協力を通じて、各市町村の福祉・行政関係者と法律専門職とのネットワークが

構築された。顔の見える関係づくりができたことで、特に市町村長申立については、考え方や手順を法律専門職に聞きやすくなり、市町村長申立て件数の増加の一因にもなっている。

また、中核機関は30市町村中15の市町村で整備済みであるが、これから整備する市町村においても中核機関が「看板倒れ」とならないよう、地域の実情を踏まえ、持続可能な体制を確保する必要がある。そのほか、法人後見事業に取り組み社協も増加し、21社協で体制を整備している。

燕市への体制整備支援

燕市への支援は令和2年度から開始した。専門職団体との学習会を開催するために、アドバイザー派遣事業により専門職を派遣し、市町村計画の策定や中核機関整備の必要性等について共有し、意見交換を実施した。

令和3年度も、専門職を引き続き派遣して学習会で議論を深め、中核機関の委託先として市社協を想定したうえで、行政との役割分担や方向性等を共有した。そのほか「福祉後見・権利擁護センター運営委員会」に、県社協も委員として出席し、関係者との議論に参加してきた。

関係者の努力が結実し、令和5年4月1日より中核機関が整備された。これを受け、さらなる体制強化に向けて燕市をモデル地域として「権利擁護人材養成モデル事業」を開始。地域の実情等を踏まえた権利擁護人材の養成に向けて、実務者会議を積み重ねている。

支援にあたり心がけていること、今後の展開について

あくまでも主体は地元であるが、少人数で事業を担当している社協もあるため、そのような地域の“良きパートナー”



となれるよう心がけている。特に行きづまった時やうまくいかない時などは、一緒に悩み、ともに汗をかきながら伴走し、県社協としてできることを模索・実践し続けることを意識している。

成年後見制度利用促進に向けては、行政責任での体制整備が求められるため、都道府県段階・市町村段階の双方において行政と社協が日頃から良好なパートナーシップを組み、地域の関係者等と継続的に対話できる「プラットフォーム」を構築していく必要性を感じている。

ひとりで「中核機関」と言っても、整備の考え方や運営方針、課題等は地域によりさまざまであるため、地域の実情に見合った最適解を見出せるように今後も市町村と関わり続けていきたい。



燕市、燕市社協、県、県社協による実務者会議の様子

燕市社会福祉協議会

燕市社協における権利擁護支援の取り組み

燕市社会福祉協議会（以下、市社協）では、平成23年度より、「福祉後見・権利擁護センター（以下、センター）」を設置し、燕市より「権利擁護支援事業」を受託した。権利擁護に関する相談・支援や普及・啓発、担い手養成等を実施している。権利擁護や成年後見制度に関する市民向けセミナーの開催、ふれあいサロンや当事者団体等への出前講座、福祉専門職向けの成年後見制度の基礎的な内容や意思決定支援等についての研修なども開催している。

また、市社協では、平成22年度より新潟県内初の「法人後見事業」を開始。令和4年度からは、法人後見支援員を配置し、市民参加による事業展開を図り、現在は16名を受任している。

そのほか、令和4年度からは、三士会との連携による「地域連携ネットワーク専門職派遣事業」を開始。専門的知見が必要とされるケース会議の場へ、依頼に応じて専門職を派遣している。

市と連携しながら進めた体制整備

元々設置していたセンターについても、県社協に運営委員に加わってもらうなど県社協との関わりがあった。その

後、令和2年～4年度に、県のアドバイザー派遣事業を活用し、三士会、県社協、市社会福祉課、市長寿福祉課、市社協により、成年後見制度利用促進の体制整備に向けた学習会や検討会を開催。県社協からの情報提供を受けて、各市町村の状況によって取り組み方法はさまざまであることを知り、ほかを真似するのではなく、「燕市としては、どうしたいのか？」を考え、話し合っていくことができた。

こうした話し合いを重ねるなかで、センターが、すでに中核機関が担う機能の一部を有していたことから、中核機関となることが提案された。市とは毎月定例会を開催し、担う機能や、既存のセンター運営委員会を成年後見制度利用促進の協議会と位置付けること等について議論を行った。決して丸投げすることなく、親身になり一緒に考えていただき、令和5年4月1日より、中核機関としてセンターを運営することとなった。

令和5年度は、「権利擁護人材養成モデル事業」の指定を受け、人材養成研修の開催に向けた準備を進めている。県社協が調整役となり、県、県社協、市社会福祉課、市長寿福祉課、市社協による実務者会議を毎月開催し、今年度中の研修開催を目標に検討を進めている。

社会福祉法人との連携による権利擁護人材の育成

「権利擁護人材養成モデル事業」による人材養成研修については、県や県社協に企画段階から加わってもらい、さまざまな情報や意見をいただいている。

当初は、権利擁護人材＝日常生活自立支援事業生活支援員および法人後見支援員と考えていたが、実務者会議で意見を出し合うなかで、介護支援専門員など社会福祉分野で働く有資格者等に市民後見人として活躍してもらうアイデアが出てきた。現在、市内の福祉関係者に自身が市民後見人を受任することへの意向確認のアンケート調査を行い、その結果を企画に反映させていくこととしている。

これらの取り組みを市社協だけで進めていくことは難しく、県や県社協、行政担当者と一緒に市内社会福祉法人の理解を求めることで実現できていると実感している。また研修のプログラムについても、県社協よりノウハウを提供していただき大変役立っている。

今後の課題としては、これから養成する市民後見人が地域で活躍できるよう、家庭裁判所とも連携することが挙げられる。また、市民後見人が安心して活動できるよう、支援体制を整える必要がある。その際にも、県社協をはじめ、県や市の担当者からも支援いただきながら進めていきたいと考えている。



ソーシャルワーク機能を高めるための組織づくり ～事例検討やプロジェクトチームを通じた支援の創造～

松江市社会福祉協議会 常務理事・事務局長 諏訪 方宣氏

1992年に松江市社協に入職。以後、在宅介護支援センター、地域福祉課、地域包括ケア推進課、総務課、生活支援課等を担当し、2019年から事務局長、2021年から常務理事。法テラス島根副所長

さまざまな相談支援事業があるなかで、社協は、各事業を活かしながら総合的にソーシャルワーク機能を発揮していく必要があります。第4回目は、社協が自らのソーシャルワーク機能を高めるための組織マネジメントのあり方について考えます。

1 はじめに

社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民や関係者・関係団体との協働により、地域生活課題の解決に取り組んでいます。しかし、地域福祉の施策化が進み、社協の存在意義が問われている今日においては、社協が地域のなかできちんとソーシャルワーク機能を発揮していくことが大切です。本号では、社協がソーシャルワーク機能を発揮できるようにするための組織マネジメントについて、松江市社協（以下、市社協）の取り組み紹介とともに考えていきたいと思います。

2 すべての基本は個別支援から

私は、支援の基本は個別支援であり、一人ひとりの困りごとを解決するため、必要な支援につなぐことの繰り返しであると考えています。「個別支援と地域支援の一体的な展開」と言いますが、まずは個別事例について、何が課題で、誰のための支援が必要なのかということを適切に見立てられる力がなければ、個を支える地域づくりはできません。そして、ひとつの個別支援から地域全体の支援につなげるためには、個別支援を通してとらえた課題を関係者や関係機関、地域住民に伝えていかねばなりません。さらにそのためには、とらえた地域生活課題を、わかりやすく言語化する必要があります。

市社協では、市内全8か所の地域包括支援センター（以下、包括）を受託しています。包括には、包括の職員のほかコミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW）を配置し、分野を超えた「断らない相談支援」を行っています。市社協では、経験の浅い職員に個別支援の力をつけてもらうため、まずは包括に配置するようにしています。そこではさまざまな相談に触れるなかで事例を見る力を養うと同時に、各包括内の会議などで日常的にスーパーバイズをし、事例の状況や課題、必要な支援等を他者に分かるように伝えることを

通して個別支援ができる職員を育成しています。

3 事例検討を基盤とした組織づくり

あらゆる地域生活課題に対応するためには、職員一人ひとりが個別支援の力をつけるのと同時に、社協の総合力を活かした支援を展開できる組織づくりが大切です。そのためには、多様なニーズを見逃さずに把握することに加え、把握したニーズや課題をひとつの課や特定の職員で抱え込むのではなく、社協全体で受け止める体制を整えなければなりません。

そのような体制を築くため、市社協では事例を中心に、部課横断的に職員が話し合う場を作ることを大切にしています。よりよい支援のためには当事者の抱えている課題を共有し、事例をともに考えることが最も有効だからです。

部課横断的な検討の場として、市社協では「対策会議」を設置しています。対策会議では各課に寄せられた困難事例を全課でともに検討し、支援策を考えます。この対策会議は、対応に困っている事例や他の課に相談した方がよい事例があった時に、各課の呼びかけにより随時開催しています。

対策会議は、もともとは、支援がうまくいかなかったと感じている「失敗事例」を各課が持ち寄ることから始めた会議です。会議では、プロセスチャートを作成しながら「なぜうまくいかなかったのか」、「社協として必要な連携、仕組みはどういうものか」を検討していました。

誰でも、支援がうまくいかず失敗してしまうことはあります。大切なのは、うまくいかなかったことを責めるのではなく、社協全体で受け止めるよりよい支援体制づくりです。過去の失敗事例や現在対応に困っている事例を社協全体で検討することは、これからの支援に必ずつながります。

社協は、幅広い分野の支援を行い、事業も多岐にわたります。だからこそ職員全員が「自分たちは何のために支援するのか」という理念や目標を共有することが重要です。

対策会議は、支援のあり方や組織全体の方向性の確認の場にもなっています。また、ほかの課の職員と「こういう視点がある」、「こういう所と連携したらよいのではないか」等をこの会議で話し合うことがOJTやスーパーバイズにもなっており、市社協の職員育成における重要なポイントであるともいえます。

4 職員の「やりたい」、「何とかしたい」をカタチにする

このように、市社協では、事例を中心にさまざまな職員が多角的に関わることを大切にしてきました。そこから見てきた地域生活課題が、既存の制度やサービスでは解決できないものであった場合は、そのままにせず、ニーズに対応していくための支援策や仕組みづくりを実践するため、積極的にプロジェクトチームを立ち上げています。

プロジェクトチームには、必ず全課の職員が入り、若手職員にも積極的に入ってもらうようにしています。若手の登用はもともと、市社協の発展強化計画策定の際の局内ワークショップにおいて、若手職員から「自分たちもプロジェクトチームに入りたい」という声があったことを受け実現しました。

地域生活課題に対応した新たな支援策や仕組みの創造は、職員のモチベーションアップと同時に成長の機会にもなっています。良い支援をするためには、社協が元気でいなくてはなりません。そのためには、若い職員も含めて「一緒に新たな価値を創造している」という気持ちになれるよ

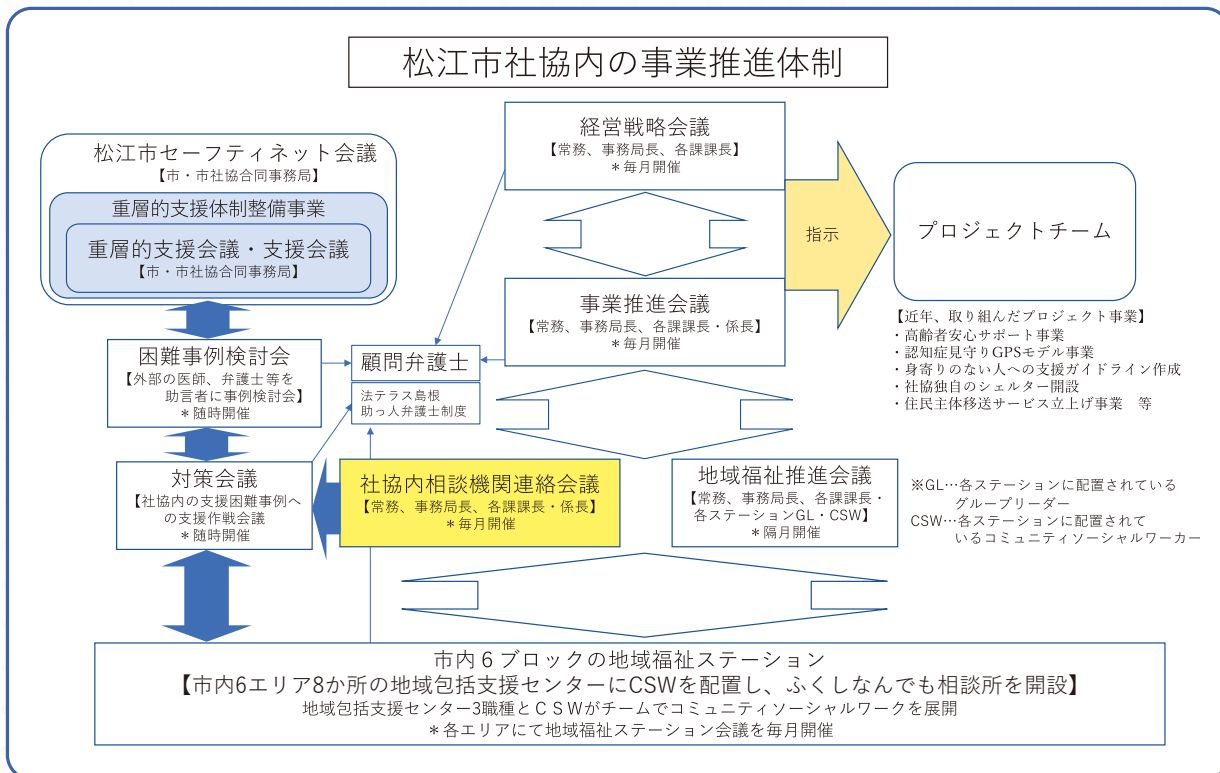
うな組織づくりが重要ではないでしょうか。

5 「当事者性」の理解

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築が自治体の努力義務とされました。私は、「包括的な支援体制の構築」とは「『その人らしさ』を保つことができる地域づくり」の推進だと考えます。社協だけではなく、福祉分野に限らない関係機関、地域住民等が幅広く参画してともに地域について考えていくことが重要です。そして、社協は地域住民を含めた関係者に、地域生活課題をきちんと伝えていかなければなりません。ここでも「事例を通した共感による連携」が有効です。

支援の始まりは「地域のなかにこんなにも生きづらさを抱えている人がいる」という実情を理解し、「何とかしないと」という思いになることです。だからこそ、社協職員には、社協の事務所内にとどまらず積極的に地域に出ていき、生きづらさを抱えている当事者と出会い、置かれている状況や環境について理解してほしいと思います。

そして、さまざまな事業を実施するなかで、制度の狭間の課題や新たなニーズにたくさん出会います。そのような時、少し自らの役割の範囲を広げ背伸びをすることで、いくらでも新たな創造的な事業を開発、実践できるのが社協の醍醐味ではないかと思っています。こんなことを面白いと思える職員をどう育てていけるのかということが、今の私自身にとって一番の関心事です。



農福連携・漁福連携を通じ、住民主体のさまざまな地域活動を実践

大阪府・阪南市社会福祉協議会



「日本の夕陽百選」に認定された「せんなん里海公園の夕陽」。夕陽に染まる海や砂浜の風景はどこか懐かしく、幻想的な雰囲気を醸し出す

阪南市社協では、「住民とともに取り組む地域共生社会づくり」をテーマとしてさまざまな活動が実践されている。なかでもユニークなのが、農福連携・漁福連携の取り組みだ。「こんなことをやりたい」という住民からのニーズを受け止め、多様な団体へとつなげていく。社協本来の役割であるコーディネート機能を活かし、地域住民の輪が次々と広がっている実践を紹介する。

社協データ

(2023年5月現在)

【職員数】 28名（正職員7名、非常勤職員21名）

【主な事業】

- 法人運営事業
- ボランティアセンター事業
- 小地域ネットワーク事業
- 福祉農園事業
- 日常生活自立支援事業
- 生活困窮者自立相談支援事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 生活支援介護予防サービス協議体運営事業
- 地域交流館管理運営事業
- 善意銀行事業
- 地域包括支援センター事業
- CSW事業

住民と協働する地域づくりの素地

阪南市社会福祉協議会（以下、市社協）では、校区福祉委員会を基盤として、長年にわたって住民主体の地域福祉活動を推進してきた。2017年10月に「我が事・丸ごとの地域づくり推進モデル事業」（以下、モデル事業）を受託する際に、生活支援体制整備事業による第2層生活支援コーディネーターを配置し、既存のコミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW）とあわせて、全中学校区に地域づくりと総合相談を担う職員配置を実現した。この土台整備が住民主体の各種活動や、農福・漁福連携による幅広い地域支援へとつながっていったのだと、猪俣健一事務局長は説明する。

「地域の個別課題の解決と地域づくりは、一体的に行うべきものでしょう。モデル事業の受託をきっかけに、社協、CSW、地域包括支援センター（以下、包括）の各地区担当が地区ごとに毎月定例で集まる『エリア会議』を開催したり、ニーズキャッチとして各地区サロンやお茶会等に向いて出張相談を行う『まちなかほっこり相談』を実施できるようになりました。それ以来、福祉委員さんたちと協力しながら、地域の皆さんの声を聞き回るのが私たちの日課になっています」

こうした実践を踏まえて、令和4年度からは市とともに重層的支援体制整備事業も開始し、包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを展開している。

社協所有の福祉農園で、農福連携プロジェクト

2020年に、市社協に農地の寄贈があったことをきっかけに、誰もが参加できる居場所やつながりの場とすること

を目的として、「ふれあい福祉農園」を作り、農福連携プロジェクトをスタートさせた。

ふれあい福祉農園では、多様な世代や立場の人たちがさまざまな作物を栽培しており、収穫の際には、高齢者や子ども、障害のある人等、たくさんの地域住民が集まり、交流している。みんなで声をかけ合うなど、楽しみながら収穫した野菜は、生活困窮者への食糧支援や、市内で開催している子ども食堂で使われている。また、ふれあい福祉農園の野菜を受け取った特例貸付の借受人の外国籍の方も収穫に参加し、社会参加のきっかけにもなったという。ほかにも、収穫した野菜をボランティアの協力を得て袋詰めし、赤い羽根共同募金の寄付つき商品として販売している。売り上げは全額赤い羽根共同募金に寄付しており、ボランティアや市民活動を支える財源として活かされている。

地域福祉グループの坂上尚大主任は、「福祉、まちづくり、観光など、阪南市でそれぞれに活動している分野がつながることで相乗効果が生まれ、それぞれが抱えていた課題を解決したり、お互いの目標を達成できることが多いと感じています。市社協も、福祉の枠にとらわれず、阪南市全体を盛り上げたいです」と語る。

漁業関係者ともつながり、活動の場が拡大

2021年からは漁福連携も始まった。「海の魅力を守る活動を地域で盛り上げたい」「漁業に携わる人手を増やしたい」といったニーズをもつ漁業関係者（西鳥取漁業協同組合）と、地域の居場所や生活困窮者等の就労につながる場を求めている市社協が連携。市社協の職員と漁協の漁師や海洋環境NPO、民生委員・児童委員、ボランティア等を交えた「漁福連携会議」を定期的で開催し、海洋清掃な

ほんなんし
阪南市
(大阪府)



大阪府の南西部に位置する。市のキャッチフレーズ「うみ・やまを愛し、幸せをささえあう、安心とうるおいのあるまち 阪南」が示すように、自然に恵まれ、紡績業・農業・漁業が盛んである。市内には3つの漁港があり、海苔や牡蠣の養殖が盛ん。冬には海岸沿いに牡蠣小屋がオープンし、観光客で賑わっている。

【地域の状況】(2023年5月現在)

●人口/51,104人 ●世帯数/24,141世帯 ●高齢化率/34.18%(2023年3月現在)

どのボランティア、釣りプロジェクトなどのイベントを次々と企画していった。前述の農福連携活動にも関わり、さまざまなボランティア活動の中心的存在である地域住民の名倉やよいさんは、次のように語る。

「私たちがいつも考えているのは、『誰かと誰かが』つながったら、何かおもしろいことやれるんちゃう?』ということですね(笑)。そんな話に、一緒に漁福連携等に取り組み、牡蠣の養殖・販売や観光漁業事業を展開する株式会社漁師鮮度の岩井社長たちも喜んで乗ってくれるので、話し合うたびに新しい企画が生まれていきます」

漁福連携の取り組みのひとつである「釣りプロジェクト」は、包括や社協のCSW等の働きかけのもと、釣りが好きな不登校の中学生や認知症高齢者等、多様な地域住民と一緒に釣りを通して交流する場として、年に数回開催されている。イベント当日は、平日にもかかわらず、中学校の先生が出張扱いで参加してくれたり、昔大好きだった釣りへの再チャレンジに感激する認知症高齢者の姿も見られた。参加した不登校の中学生は、これをきっかけに子ども食堂や牡蠣小屋のボランティアにも参加するようになり、再び登校できるようになったという。

また、就労支援の場としても漁福連携が機能している。社協に相談のあった男性は、長い間就労していなかったため、生活困窮者支援における就労訓練の一環として牡蠣割りの仕事に参加。最終的には雇用につながる等、就労の場を求める地域住民と、人手を求める漁業の現場のマッチングが実現している。この牡蠣割りの作業については、これまでもボランティア活動支援で連携してきた市内の泉南学寮(少年院)にも呼びかけ、少年たちに参加してもらっている。さらに、泉南学寮の少年たちにワカメを育ててもらい、それを寄付つき商品として販売するような企画も検討中だという。

このように、漁福連携では、イベントやボランティアとして関わる活動から、就労につながる活動まで、海を活かしたさまざまな参加の場を展開している。また、人手が足りずに活性化できていなかった漁業に多くの人が参加するようになったことで、府内外から漁業関連の観光を目標に訪れる人が増加し、まちづくりにもつながっている。

福祉の枠にとらわれず、まち全体を巻き込む

最後に、農福連携・漁福連携のキーパーソンともいえるお二人に、住民代表として今後の抱負を語ってもらった。

「社協さんには、いつも私たちのいろんな要望を聞いていただいて、感謝しています。これだけ活動が盛り上がってきたのは、地域の各種団体を社協さんがつなげてくれたおかげです。今後の課題は、若いボランティアをもっと巻き込んでいくこと。みんなで一緒に、地域のプラットフォームを確立していきたいですね」(名倉やよいさん)

「今やっていることが『福祉である』という認識はありません。私は子どもたちと接するのが大好きなので、みんなが集まって、喜んでくれる姿を見るのが何よりもうれしいのです。これって、私が幼少期に過ごしてきた原風景そのものですから。私たちは漁業というツールをもっているのです。それを提供することで、少しでも地域の人たちに還元できるなら喜んで協力させていただきます」(株)漁師鮮度代表取締役・岩井克己さん)

市社協の坂上さんは、「自分たちの地域をどうにかしたいという思いでいてくれている人たちはたくさんいます。市社協として大切にしているのは、そのような人たちと話し合うことです」と語る。

市社協では、これまでも地域の企業や事業所、地域住民の「こういうことをやりたい」、「こういうことが必要だと思う」というアイデアを具体的な取り組みにつなげ、地域のなかで必要な支援に結びつけてきた。長年にわたり住民とともに市社協が行ってきた地域づくりを基盤に、さまざまな連携が進み、今後も新しい活動が生まれ続けることが期待される。



子どもから大人まで「食」を通してつながる「みんなの食堂」

本連載では、実際に市区町村社協の皆さんから提供された事例(ビネット)を用いた検討をもとに、その着眼点や思考のプロセス等をお伝えします。さっそくビネットに登場するCSWの立場にご自身を置き換えて読みすすめてみましょう。

ビネット

3

支援チームの撤退と日自担当者としての敗北感

今回一緒に検討してくれた方

※本事例は個人が特定されないよう
一部加工しています。

- 東京都・町田市社会福祉協議会 小林 稔明氏
- 愛知県・長久手市社会福祉協議会 藪下 太一氏
- 大阪市・東成区社会福祉協議会 池田 由実氏

「あなた」はどこにいるの？

ここはとある市社会福祉協議会。私は地域福祉課長として2年目を迎え、2年前まで日常生活自立支援事業を担当していました。

どのような事例？

知的障害のある40代の男性Aさんとその父について、民生委員・児童委員が地域包括支援センターを通じて社協につないできたことが始まりです。アパートに二人で住んでおり、父の居住部分は父が利用しているヘルパーが清掃しているため整っていましたが、Aさんの部屋はごみ屋敷状態でした。加えてAさんには借金がありました。

Aさんは軽度の知的障害で、福祉サービスの利用はなくヘルパー等による支援について拒否的です。高校卒業後は約30年間、同じ勤務先(一般就労)に勤めています。借金は、Aさん宅に毎日出入りしている友人に、携帯を貸した際に何か購入されてできたものがほとんどです。友人はAさんに対して優しく接しているようで、Aさんも借金を作った友人に関して「友達だからいいんだ」と話しています。

社協では、これまで日常生活自立支援事業(以下、日自)を通じたAさんの支援のほか、父のケアマネジャー、ヘルパー、デイサービス等と支援チームを組み、生活のサポートをしてきました。Aさんは金銭管理をされるのは窮屈だと言うこともありましたが、日自の必要性を伝えながら関わり続けたことで、生活は安定していきました。

そんななか、父の死去により、父に関連する支援者がAさん家族の支援から撤退していきました。社協は障がい者支援センターと連携しAさんに関わり続けていましたが、自宅に頻りに訪問していた父の支援者がいなくなってしまうことで、居住環境の悪化や借金の増額などの課題が生じ、Aさんへの支援がうまく進まなくなってしまいました。

どうしてあなたはこの事例を選んだの？

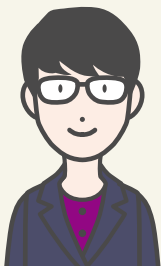
父の支援者が撤退したことにより、日自だけが取り残されたように感じるからです。また、月数回の訪問では「支援する人」と「される人」の関係性が崩せず、借金の原因となっている友人との関わり方を見直す方向には進まなかったことに、日自担当者として敗北感があるからです。

Q

新人職員等へ指導する際、本人の置かれている状況の捉え方や課題解決の思考過程を伝えることは、「指導する側」「指導を受ける側」双方に理解の深まりや視野の広がり等の効果をもたらすといわれています。今回も積極的に取り組んでみましょう。



「私ならどう考えるだろう」を常に意識していただき、まずは皆さんならどこに着目するか教えてください。



同志社大学 教授
野村 裕美氏



Aさんはどういった人を受け入れるのかというところに着目することで、関わり方を工夫できるのではないかと思います。毎日会っていて優しくしてくれる友人と、月数回会う金銭管理をする専門員とでは、関係性に差が生まれてしまうのは当然だと思います。優しいながらも頼りになるとしてもらえようになったり、気軽に連絡できる関係になったりすることで、小さな困りごとにも対応できる体制を築けるとよいかもかもしれません。



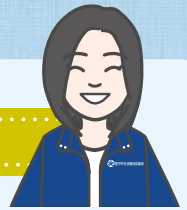
Aさん自身が感じている困りごとはあるのでしょうか。Aさんに困りごとがあれば、そこを糸口に介入できますし、困りごとがないと話す場合でも、月数回会うなかで見えてくるAさんの借金や交友関係などの情報を、複数の機関で共有できる体制があれば負担感が軽減され、支援チームの再構築にもつながるのではないかと考えます。



Aさんの置かれている状況や考え方を、支援者側から把握しようとするか、Aさんの側から理解しようとするかでは、見えるものが違ってくるのがわかります。勝部さんと室田先生だったらどのように考えるのでしょうか。

※本連載では、住民と協働して個別支援に取り組む地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカー等を「CSW」と表記しています。

私はここに注目する / 豊中市社協 事務局長 勝部 麗子氏の場合



》》》》 1 「安全や権利の保障と本人が望む暮らしとの間で、どう折り合いをつけていくのか」

意思決定支援をしていく時に、私たちの考える一般的な「こう暮らすべき」「こうしたほうがよい」「このサービスを使うべき」という考えと、本人の望む暮らしが大きくかけ離れており、本人の意思を尊重すると具体的な支援に踏み込めずに悩むケースは、日自のなかで多く見受けられます。

ただ、この事例は完全にAさんが友人から金銭搾取されているため、安全や権利の保障を考え、支援方針の折り合いをつけていかななくてはなりません。そのためにもAさんに受け入れてもらう必要があります。Aさんの場合、キーワードは“優しい人”ではないかと考えます。友人は、Aさんのお金を使えるのだから優しくもなります。Aさんにとって友人と関わることは、心が満たされたり、優越感を抱けたりと心地よい時間になっているのでしょうか。だとすると、指導的に関わっているのはAさんに支援を受け入れてもらえませんか。意思決定支援をする際に、友人より信頼してもらえる関係性を構築できるかどうか、専門職として問われていると思います。



》》》》 2 「日自だけに頼りすぎるのではなく、CSW等と協働すること」

日自は、意思決定支援をベースに本人の権利や金銭が脅かされないように支援しますが、家計管理の観点と生活そのものの改善やその人らしい社会参加のバランスをどのように取っていくかという難しい立ち位置にあります。両立した支援が難しいのであれば、生活の組み立てを得意とする人たちと協働する方法もあると思います。

例えば、私がCSWとしてこの事例を聞いた場合、まずは片づけて居住環境を整えましょうという話を必ずします。そのうえで、例えば園芸をやりたいのであればその場所を確保しようかと言って、介入していくタイミングを見計らいます。ほかに、すぐには買えないが何かほしいものがあれば「お金がないから無理」ではなく、中古品を探してくるなど社会資源を活用して解決を図ることもあると思います。

全てを一人で担うのは限界があるため、意思決定を支援する人と生活の組み立てや社会参加を支援する人のふたつの柱でアプローチするなどの工夫をしないと、生活の質の改善は難しいのではないかと考えます。



》》》》 3 「支援拒否って本当に“支援拒否”ですか？」

「本人が拒否しているから支援ができません」という話をよく聞きます。しかし、支援拒否って本当に“支援拒否”なのでしょうか。支援を提案しているあなたが拒否されただけということはないでしょうか。目線や何気なく発した言葉が、相手にとっては上からものを言っているように聞こえていたというケースは多くあります。

どこか配慮に欠けるということは誰しも起こり得るため、本人と同じ目線に立つ重要性を社協全体で理解して関わり続けなければ、支援を進めることは難しいと思います。



東京都立大学 准教授
室田 信一氏

制度が整っているからこそ浮上する“撤退”という問題

生活を支える制度が整ってきているからこそ、支援対象者が一定の条件から外れてしまうと、公的な支援者は撤退せざるを得ないことを、今回の事例を通して改めて気付かされました。制度の条件に左右されない継続的な関わりができる社会資源や地域住民による関与があれば、父の支援者が撤退した後も支援はある程度継続できたのではないかと思います。今後、いわゆる8050のケースをはじめ同様の問題が多く起こり得ると推察されます。支援チームの撤退というある意味人為的な問題は、継続的に関わる仲間を増やしていくことで防げるのではないかと考えます。

日自として引き続き関わりつつ、居住環境の整備等はCSWと連携し、ボランティアさんにも協力してもらいながら支援する仕組みを作っていきたいと思っています。また、社協内でも支援の中核になる課や職員での事例検討を始め、ヒントを得たり協力者を広げていければと思います。



Aさんの視点に立って考えてみると（他者視点取得）、日自担当者が「取り残された」と感じていた状況が「社会との唯一の命綱」に見えてくるかもしれません。

第14回

社協職員の
シフクノトキ



高橋 望氏 (広島県・尾道市社会福祉協議会 サポートセンター 係長)

他市社協や民間企業を経て2018年に入社。生活困窮、福祉資金、特例貸付フォローアップ支援、福祉まるごと相談、ひきこもり支援、重層的支援体制整備移行準備事業などを兼務。ソーシャルワークのジェネラリストをめざしている。

至福(シフク)のとき

私の勤務地である尾道市は尾道ラーメンや坂道のまちとして有名で、瀬戸内海のほぼ中央部に位置し、「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」をはじめ「村上海賊」「北前船」に関する歴史やストーリーによる3つの日本遺産に認定されています。また、「しまなみ海道」はナショナルサイクルートに指定されるなど、国内外から多くの観光客やサイクリストが訪れるとても魅力あふれるまちです。

私は現在、尾道市社会福祉協議会(以下、市社協)で生活困窮者支援を中心にさまざまな業務を兼務しています。そのなかのひとつに令和6年度から本始動する重層的支援体制整備事業があります。現在は移行準備事業として多機関連携事業に取り組んでいます。その仕組み作りに着手することは大変ではありますが、生活困窮者支援や平成30年西日本豪雨災害の被災者支援のセンター業務で多機関連携の必要性を強く感じていたので、大きなやりがいをもって取り組んでいます。

まずは事業を推進する事務局から官と民の連携を図ることを目的に、行政と市社協で協働事務局の体制をつくっています。さらに4つの会議体で構成された地域共生包括化推進会議は、行政や各種機関など多分野の委員が役職階層別に議論し、官民一体となって多機関連携を展開しています。

会議体のひとつである課題解決会議では「ひきこもり」をテーマに、行政や関係機関だけでなく、市外の専門機関やNPO、さらにボランティア団体、当事者も参加し協議を行っています。特に協議にあたって、当事者の生の声が入

るようにしていることが私のこだわりです。当事者不在の福祉は、どこか支援者と当事者に対してではなく、当事者が対等であるからです。例えば、当事者の

女性に会議で話してもらった時のことです。最初は「こんな私が何を話したらいいだろう」と緊張していました。しかし、会議において彼女の存在があったことで、当事者を単に支援される側の人にするのではなく、ひきこもりサポーターのなかにピアサポーターの位置づけを作り、支援する側とされる側の隔たりを無くすことにつながりました。彼女は今でも「私、役に立っています?」と尋ねてきますが、会議で堂々と意見を言う頼もしい姿を見るととても嬉しく感じるとともに、この仕事の醍醐味だなあと感じます。

私はもともと人を助けられるようなスキルや知識を身につけている人間ではなかったため、常に当事者や相談者とは対等であろうと努めてきました。対等な関係だからこそ本音を話してもらえ、本当に必要な支援と一緒に作ってこられているのかなと感じています。これからもその初心を忘れることなく頑張っていきたいと思います。



地域共生包括化推進会議でのひとコマ

私服(シフク)のとき

毎週、休みの日は料理を作って気分転換をしています。子どもからのリクエストでメニューを決めることもありますが、基本は自分が食べたいものを作っています。魚料理も肉料理も作りますが、今回はおいしそうな牛タンを見つけたのでグリルしました。栄養バランスも考えて野菜を加えた健康×美食を意識してみました。美味しい食べ物って一番の福祉=幸せですよ！



趣味の料理で心身ともにリフレッシュ

INFORMATION

書籍紹介 福祉施設・事業所における
事業継続計画(BCP)のポイント
～利用者や地域を守り抜くために～ (紙版)

全国社会福祉協議会
頒布価格：1,650円(税込・送料別) B5判 136頁
2023年5月発行



書籍紹介 地域福祉コーディネーターのための
ビネットで学ぶ地域福祉実践
(地域福祉コーディネーターリーダー研修基本テキスト)

全国社会福祉協議会
頒布価格：1,500円(税込・送料別) A4判 94頁
2018年9月発行



編集後記

厳しい暑さが続いておりますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。暑い季節はビールのおいしさが格別です。ビール好きが高じて、クラフトビールの世界に足を踏み入れた私ですが、とうとう、オリジナルのクラフトビール醸造権を購入してしまいました。醸造権といっても、選択肢のなかから素材を選び、自分でオリジナルのラベルを作成するといったものです。醸造家さんのアドバイスを受けながら、まずは第一号作成に向けて目下イメトレ中です。本号が発行される頃には、醸造まで行けているといいなと思っています。いつか自分の好きな味へたどり着くことが目標です。今年にはビアフェスも多く開催されるようですので、クラフトビール仲間も増やしていきたいです。(後)

アンケート

今後の企画・編集の参考にさせていただきますので、読者アンケートにご協力ください。

